

規則改正案文

～目次～

- 1 一般職非常勤職員の任用等に関する規則（1頁）
- 2 東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則（3頁）
- 3 東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則（6頁）
- 4 一般職非常勤職員の任用等に関する規程（議会）（9頁）
- 5 警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（11頁）
- 6 東京消防庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（13頁）
- 7 東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（15頁）
- 8 東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（17頁）
- 9 東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（19頁）
- 10 一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（21頁）
- 11 東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（31頁）
- 12 東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（43頁）
- 13 東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（56頁）
- 14 警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（68頁）
- 15 東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（71頁）
- 16 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（77頁）



一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）の一部を
次のように改正する。

第二条第一号中「おおむね一月当たり十六日かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する」を「次に掲げる要件を全て満たす」に改め、「従事する者」の下に「（これに相当する者を含む。）」を加え、同号に次のように加える。

イ　一月当たりの勤務日数がおおむね十一日から十六日まで

ロ　一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百二十四時間まで
ハ　一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

別表中「

介護欠勤

一日

一日

一日

介護欠勤

一日

一日

に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2

この規則の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、総務局長が別に定める職については、この規則による改正後的一般職非常勤職員の任用等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3

前項の総務局長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規則第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）により、一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、総務局長が別に定める。

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公
布する。

平成二十九年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第

号

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「おおむね一月当たり十六日かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する」を「次に掲げる要件を全て満たす」に改め、「もの」を「者（これに相当する者を含む。）」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 一月当たりの勤務日数がおおむね十一日から十六日まで
- 二 一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百二十四時間まで
- 三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

別表中

「
介護欠勤
」

一日

一日

を

育児欠勤	介護欠勤
一日	一日
一日	一日

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(施行に伴う措置)

2 この規則の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める職については、この規則による改正後の東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項の教育長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規則第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）により、一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

(東京都教職員服務支援員の設置に関する規則の廃止)

4 東京都教職員服務支援員の設置に関する規則（平成二十二年東京都教育委員会規則第二十三号）は、廃止する。

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則 第 号

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する
規則

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「おおむね一月当たり十六日又は職務の性質上これにより難い場合は一任期につき百九十二日を超えない範囲で月十六日相当の日数、かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する」を「次に掲げる要件を全て満たす」に改め、同条に次の各号を加える。

一 一月当たりの勤務日数（勤務日数が一任期について定められている場合は、一任期の総勤務日数を勤務月数で除した日数）が十一日から十六日まで

二 一月当たりの勤務時間（勤務日数が一任期について定められている場合は、一任期の総勤務時間を勤務月数で除した時間）が八十五時間十五分から百二十四時間まで

三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

別表中

介護欠勤

一日

一日

を

介護欠勤	一日	一日
	一日	一日
	一日	一日

に改める。

附則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める職については、この規則による改正後の東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。
- 3 前項の教育長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規則第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）により、一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

東京都議会議長訓令第 号

東京都議会議長訓令第四号

一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都議会議長 尾崎大介

第二条中「おおむね一月当たり十六日かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する」を「次に掲げる要件を全て満たす」に改め、「従事する者」の下に「（これに相当する者を含む。）」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 一月当たりの勤務日数がおおむね十一日から十六日まで
- 二 一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百二十四時間まで
- 三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

別表中

介護欠勤

一日

一日

を

附 則

- 1 この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、局長が別に定める職については、この訓令による改正後的一般職非常勤職員の任用等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されたいた職とみなす。
- 3 前項の局長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）により、一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、局長が別に定める。

育児欠勤	介護欠勤
一日	一日
一日	一日
一日	一日

に改める。

訓令甲第 号

警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 年 月 日

警視総監 吉 田 尚 正

警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「おおむね1月当たり16日かつ1日当たり7時間45分に相当する時間勤務する」を「次に掲げる要件を全て満たす」に改め、「者」の次に「(これに相当する者を含む。)」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 1月当たりの勤務日数がおおむね11日から16日まで
- (2) 1月当たりの勤務時間がおおむね85時間15分から124時間まで
- (3) 1日の勤務時間が5時間30分から7時間45分まで

別表中 「

介護欠勤	1日	1日
------	----	----

」 を 「

介護欠勤	1日	1日
育児欠勤	1日	1日

」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(警視庁音楽技術指導員の設置に関する規程及び警視庁教育参与の設置に関する規程の廃止)

2 警視庁音楽技術指導員の設置に関する規程（平成27年3月31日訓令甲第24号）及び警視庁教育参与の設置に関する規程（平成27年3月31日訓令甲第25号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、警務部長が別に定める職については、この訓令による改正後の警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（以下「改

正後の規程」という。) 第4条第5項第1号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

4 前項の警務部長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第4条第5項第1号の規定による公募によらない任用(以下「公募によらない再度任用」という。)により、一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の同条第6項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、警務部長が別に定める。

別添え1

東京消防庁訓令第 号

中一般
消防署

東京消防庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第15号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月 日

東京消防庁
消防総監 村上 研一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前																											
(定義)	(定義)																											
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。																											
(1) 一般職非常勤職員 1会計年度を通じて、 <u>次に掲げる要件を全て満たす非常勤の職に従事する者</u> （これに相当する者を含む。）をいう。ただし、これにより難いと消防総監が認める場合は、 <u>この限りでない</u> 。	(1) 一般職非常勤職員 1会計年度を通じて、 <u>おおむね1月当たり16日かつ1日当たり7時間45分に相当する時間勤務する非常勤の職に従事する者</u> をいう。ただし、これにより難いと消防総監が認める場合は、 <u>この限りではない</u> 。																											
ア <u>1月当たりの勤務日数がおおむね1日から16日まで</u>	[新設]																											
イ <u>1月当たりの勤務時間がおおむね85時間15分から124時間まで</u>	[新設]																											
ウ <u>1日の勤務時間が5時間30分から7時間45分まで</u>	[新設]																											
[(2) 略]	[(2) 同左]																											
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th><th>欠勤等の日数及び回数</th><th>換算後の欠勤等の日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【略】</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>介護欠勤</td><td>1日</td><td>1日</td></tr> <tr> <td>育児欠勤</td><td>1日</td><td>1日</td></tr> <tr> <td>【略】</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数	【略】			介護欠勤	1日	1日	育児欠勤	1日	1日	【略】			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th><th>欠勤等の日数及び回数</th><th>換算後の欠勤等の日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【同左】</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>介護欠勤</td><td>1日</td><td>1日</td></tr> <tr> <td>【同左】</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数	【同左】			介護欠勤	1日	1日	【同左】		
事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数																										
【略】																												
介護欠勤	1日	1日																										
育児欠勤	1日	1日																										
【略】																												
事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数																										
【同左】																												
介護欠勤	1日	1日																										
【同左】																												
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。																												

附 則

- この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、人事部長が別に定める職

については、この訓令による改正後の東京消防庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第4条第5項第1号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

- 3 前項の人事部長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第4条第5項第1号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）により、一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の同条第6項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、人事部長が別に定める。

● 交通局規程第三十八号

東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都交通局長 山 手 齊

東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年交通局規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「おおむね一月当たり十六日かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する」を「次に掲げる要件を全て満たす」に改め、「従事する者」の下に「（これに相当する者を含む。）」を加え、同条に次の各号を加える。

一 一月当たりの勤務日数がおおむね一日から十六日まで

二 一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百二十四時間まで

三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

別表中「介護欠勤

一日

一日

を

一	介護欠勤		
	育児欠勤	一日	一日
		一日	一日
		一日	一日

に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、職員部長が別に定める職については、この規程による改正後の東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。
- 3 前項の職員部長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）により、一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、職員部長が別に定める。

● 東京都水道局管理規程第〇〇号

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都水道局長 中嶋正宏

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「おおむね一月当たり十六日かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する」を「次に掲げる要件を全て満たす」に改め、「従事する者」の下に「（これに相当する者を含む。）」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 一月当たりの勤務日数がおおむね十一日から十六日まで
- 二 一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百二十四時間まで
- 三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

別表中「介護欠勤

一日

一日

を

介護欠勤	一日	一日
	一日	一日
	一日	一日

に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、職員部長が別に定める職については、この規程による改正後の東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。
- 3 前項の職員部長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）により、一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、職員部長が別に定める。

● 東京都下水道局管理規程第 号

東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月 日

東京都下水道局長 渡辺 志津男

東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する
規程

東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都下水道
局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「おおむね一月当たり十六日かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間
勤務する」を「次に掲げる要件を全て満たす」に改め、「従事する者」の下に「（これ
に相当する者を含む。）」を加え、同条に次の三号を加える。

- 一 一月当たりの勤務日数がおおむね一日から十六日まで
- 二 一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百二十四時間まで
- 三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

別表中

介護欠勤

一日

一日

を

介護欠勤	一日
育児欠勤	一日
一日	一日

に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、職員部長が別に定める職については、この規程による改正後の東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。
- 3 前項の職員部長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）により、一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、職員部長が別に定める。

一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一日について七時間四十五分とする」を「次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて任命権者が定める」に改める。

第三条第一項中「月十六日」を「おおむね一月当たり十一日以上十六日以内」に改める。

第十二条第一項中「その日数は、」の下に「一月当たりの勤務日数及び」を、「在職した期間」の下に「（以下「在職期間」という。）」を加え、「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第二項中「在職する期間」の下に「（以下「在職する期間」という。）」を加え、「別表第二」を「一月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第三」に改め、同条第三項中「東京都のいづれかの職に引き続き在職した期間」を「一月当たりの勤務日数、在職期間」に改め、「一会计年度において引き続き」を削り、「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十三条第一項中「一の年度において五日の範囲内（その年度の年次有給休暇の日数

が五日未満のときは、その日数の範囲内」で「を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「八時間」を「一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、総務局長が別に定める。

第十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、任命権者は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、任命権者は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。

第十三条第四項中「四時間」を「一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の半分」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算については、総務局長が別に定める。

第十四条第一項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第二十四条第二項中「三日」を「一月当たりの勤務日数に応じて、別表第五に掲げる

「日数」に、「一日の勤務時間が七時間四十五分でない」を「勤務する必要のある」に改める。

第二十七条第一号及び第二十九条中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「在職期間」に改める。

第三十一条第一項中「七時間四十五分」を「一日の勤務時間」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の第二十一条及び第二

十五条に規定する休暇の日への換算については、総務局長が別に定める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第二条関係）

一日の勤務時間	一月当たりの勤務日数
五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十六日
五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十五日
六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十四日
六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十三日
七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十二日
七時間四十五分	十一日

別表第一（第十二条、第十四条関係）

								在職期間	一月当たりの勤務日数
								一年未満	十五日及び 十六日
								一年	十一日から 十四日まで
六年以上		五年	四年	三年	二年	一年	一年未満	十日	十日
二十日	十八日	十六日	十四日	十二日	十一日	十一日	一年未満	五日	五日
十一日	十日	九日	八日	六日	六日	六日	一年未満	四日	四日

別表第三（第十二条関係）

在一月当たりの勤務日数 在職する期間											
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日及び 十六日	
○日	○日	○日	一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	十四日まで

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四（第十二条関係）

イ 一月当たりの勤務日数が十五日及び十六日

在職期間												在職する期間	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月								
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一月	十二月	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七年	
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一月	十二月	二日	三日	四日	五日	六日	七年	八年	
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一月	十二月	三日	四日	五日	六日	七日	八年	九年	
二日	三日	四日	五日	六日	七日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	四日	五日	六日	七日	八日	九年	十年	
二日	三日	四日	六日	七日	八日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	五日	六日	七日	八日	九日	十年	十一年	
二日	三日	五日	六日	八日	九日	十一日	十二日	十四日	十五日	十七日	十八日	六日	七日	八日	九日	十日	十一年	十二年	
二日	三日	五日	七日	八日	十日	十二日	十三日	十五日	十七日	十八日	二十日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二年	十三年	

口

一月当たりの勤務日数が十一日から十四日まで

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職する期間	在職期間
○	○	○	一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	一年未満	一年
○	○	○	一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	一年	二年
○	○	○	一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	二年	三年
○	○	○	二日	三日	五日	八日	八日	八日	八日	八日	八日	三年	四年
○	○	○	二日	四日	五日	九日	九日	九日	九日	九日	九日	四年	五年
○	○	○	二日	四日	六日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	五年	六年以上
○	○	○	二日	四日	七日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	六年以上	

別表第五（第二十四条関係）

一月当たりの勤務日数		承認日数
十六日	三日	
十五日	三日	
十四日	二日	
十三日	二日	
十二日	二日	
十一日	二日	

附
則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一日について七時間四十五分とする」を「次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める」に改める。

第三条第一項中「月十六日」を「おおむね一月当たり十一日以上十六日以内」に、「東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）を「教育委員会」に改める。

第十二条第一項中「日数は、」の下に「一月当たりの勤務日数及び」を、「期間」の下に「（以下「在職期間」という。）」を加え、「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第二項中「期間」の下に「（以下「在職する期間」という。）」を加え、「別表第二」を「一月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第三」に改め、同条第三項中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「一月当たりの勤務日数、在職期間」に改め、「会計年度において引き続き」を削り、「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十三条第一項中「一の年度において五日の範囲内（その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内）で」を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「八時間」を「一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

第十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。

同条第四項中「四時間」を「一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の半分」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算については、教育長が別に定める。

第十四条第一項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第二十四条第二項中「三日」を「一月当たりの勤務日数に応じて、別表第五に掲げる日数」に改め、同項ただし書中「一日の勤務時間が七時間四十五分でない」を「勤務する必要のある」に、「東京都教育委員会教育長」を「教育長」に改める。

第二十七条第一号を次のように改める。

一 在職期間が一年以上である職員

第二十八条中「定められた勤務時間」との下に「、「二時間」とあるのは、「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と「、「規則第二十一条」と」の下に「、「二時間」とあるのは「基準時間」と」を加える。

第二十九条中「東京都のいづれかの職に引き続き在職した期間」を「在職期間」に改める。

第三十条第一項中「七時間四十五分」を「一日の勤務時間」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の第二十一条及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第二条関係）

一日の勤務時間	一月当たりの勤務日数
五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十六日
五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十五日
六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十 分又は七時間四十五分	十四日
六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十三日
七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十二日
七時間四十五分	十一日

別表第一（第十二条 第十四条関係）

在職期間	一月当たりの勤務日数						
	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上
十五日及び 十六日	十日	十一日	十二日	十四日	十六日	十八日	二十日
十一日から 十四日まで	五日	六日	八日	九日	十日	十一日	十二日

別表第三（第十二条関係）

在一月当たりの勤務日数 在職する期間											
十五日及び 十六日											
十一日から 十四日まで											
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日
○日	○日	○日	○日	○日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四（第十二条関係）

イ 一月当たりの勤務日数が十五日及び十六日

在職期間												在職する期間
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	一年未満
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	一年
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	二年
二日	三日	四日	五日	六日	七日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	三年
二日	三日	四日	六日	七日	八日	十日	十一日	十二日	十四日	十五日	十六日	四年
二日	三日	五日	六日	八日	九日	十一日	十二日	十四日	十五日	十七日	十八日	五年
二日	三日	五日	七日	八日	十日	十二日	十三日	十五日	十七日	十八日	二十日	六年以上

口

一月当たりの勤務日数が十一日から十四日まで

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職する期間
一日	二日	三日	五日	五年未満								
一日	二日	四日	六日	一年								
一日	二日	四日	六日	二年								
二日	三日	五日	八日	三年								
二日	四日	五日	九日	四年								
二日	四日	六日	十日	五年								
二日	四日	七日	十一日	六年以上								

○日

別表第五（第二十四条関係）

一月当たりの勤務日数	承認日数
十六日	三日
十五日	三日
十四日	二日
十三日	二日
十二日	二日
十一日	二日

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年

月

日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部
を改正する規則

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一日について七時間四十五分とする」を「次条に規定する一月当たりの勤務日数（勤務日数が一任期について定められている場合は、一任期の総勤務日数を勤務月数で除した日数をいう。以下同じ。）に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から、職務の性質に応じて東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める」に改める。

第三条第一項中「職員の」の下に「一月当たりの」を加え、「月十六日又は職務の性質によりこれにより難い場合は一任期につき百九十二日を超えない範囲で月十六日相当の日数」を「十日以上十六日以内」に、「東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第十二条第一項中「日数は、」の下に「一月当たりの勤務日数及び」を、「期間」の下に「（以下「在職期間」という。）」を加え、「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第

二項中「期間」の下に「(以下「在職する期間」という。)」を加え、「別表第二」を「一月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第三」に改め、同条第三項中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「一月当たりの勤務日数、在職期間」に改め、「会計年度において引き続き」を削り、「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十三条第一項中「一の年度において五日の範囲内（その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内）で」を削り、同条第二項中「教育長」を「京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「八時間もつて一日とする」を「一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）もつて一日とする（教育職員等に相当する職員については、七時間四十五分をもつて一日とする。）」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、半日又是一時間を単位とした年次有給休暇を職員に

与えてはならず、また、教育職員等に相当する職員以外の職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、一時間を単位とした年次有給休暇を与えてはならない。

第十三条第五項中「四時間」を「一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の半分」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算については、教育長が別に定める。

第十四条第一項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第二十四条第二項中「三日」を「一月当たりの勤務日数に応じて、別表第五に掲げる日数」に改め、同項ただし書中「一日の勤務時間が七時間四十五分でない」を「勤務する必要のある」に改める。

第二十七条第一号を次のように改める。

一 在職期間が一年以上である職員

第二十八条中「定められた勤務時間」と「の下に」、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）と」を、「規則第二十二条」との下に、「二時間」とあるのは「基準時間」と「を加

える。

第二十九条中「が東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「の在職期間」に改める。

第三十一条第一項中「七時間四十五分」を「一日の勤務時間」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の第二十一条及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第二条関係）

一日の勤務時間	一月当たりの勤務日数
五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十六日
五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十五日
六時間十五分、六時間二十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十 分又は七時間四十五分	十四日
六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十三日
七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十二日
七時間四十五分	十一日

別表第二（第十二条、第十四条関係）

在職期間	一月当たりの勤務日数					
	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年
十六日	十五日及び 十六日	十一日	十日	九日	八日	七日
二十日	十五日及び 十六日	十二日	十一日	十日	九日	八日
十一日	十一日から 十四日まで	六日	五日	四日	三日	二日
六年以上	六日	五日	四日	三日	二日	一日

別表第三（第十二条関係）

一月当たりの勤務日数 在職する期間											
十五日及び 十六日											
十一日から 十四日まで											
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	一二日
〇日	〇日	〇日	一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四（第十二条関係）

イ 一月当たりの勤務日数が十五日及び十六日

												在職期間	在職期間
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月		
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	一年未満	
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	一年	
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	二年	
二日	三日	四日	五日	六日	七日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	三年	
二日	三日	四日	六日	七日	八日	十日	十一日	十二日	十四日	十五日	十六日	四年	
二日	三日	五日	六日	八日	九日	十一日	十二日	十四日	十五日	十七日	十八日	五年	
二日	三日	五日	七日	八日	十日	十二日	十三日	十五日	十七日	十八日	二十日	六年以上	

□

一月当たりの勤務日数が十一日から十四日まで

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職する期間	在職期間	
													一年未満	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一年
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二年
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三年
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	四年
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	五年
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	六年以上

別表第五（第一二十四条関係）

一月当たりの勤務日数	承認日数
十六日	三日
十五日	三日
十四日	二日
十三日	二日
十二日	二日
十一日	二日

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都議会議長訓令第 号

東京都議会議会局

東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年
東京都議会議長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都議会議長 尾崎大介

第二条中「一日について七時間四十五分とする」を「次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて議長が定める」に改める。

第三条第一項中「月十六日」を「おおむね一月当たり十一日以上十六日以内」に改める。

第十一条第一項中「その日数は、」の下に「一月当たりの勤務日数及び」を、「在職した期間」の下に「（以下「在職期間」という。）」を加え、「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第二項中「在職する期間」の下に「（以下「在職する期間」という。）」を加え、「別表第二」を「一月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第三」に改め、同条第三項中「東京都のいづれかの職に引き続き在職した期間」を

「一月当たりの勤務日数、在職期間」に改め、「一会计年度において引き続き」を削り、「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十二条第一項中「一の年度において五日の範囲内（その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内）で」を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「八時間」を「一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、局長が別に定める。

第十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、議長は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、議長は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。

第十二条第四項中「四時間」を「一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の半分」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の半日を単位とする年

次有給休暇の時間数への換算については、局長が別に定める。

第十三条第一項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第二十三条第二項中「三日」を「一月当たりの勤務日数に応じて、別表第五に掲げる日数」に、「一日の勤務時間が七時間四十五分でない」を「勤務する必要のある」に改める。

第二十六条第一号及び第二十八条中「東京都のいづれかの職に引き続き在職した期間」を「在職期間」に改める。

第三十条第一項中「七時間四十五分」を「一日の勤務時間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の第二十条及び第二十四条に規定する休暇の日への換算については、局長が別に定める。
別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第二条関係）

一日の勤務時間	一月当たりの勤務日数
五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十六日
五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十五日
六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十四日
六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十三日
七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	十二日
七時間四十五分	十一日

別表第二（第十一條、第十三條関係）

在職期間	一月当たりの勤務日数								
	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上	十五日及び 十六日	十一日から 十四日まで
二十日	十八日	十六日	十四日	十二日	十一日	十一日	十一日	十日	十日
十一日	十日	九日	八日	六日	六日	六日	六日	五日	五日

別表第三（第十一條関係）

在職する期間											
一月当たりの勤務日数											
十五日及び											
十六日											
三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月
三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	一二日	三日	四日
○日	一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	五日

一月	二月
一 日	二 日
○ 日	○ 日

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四（第十一條関係）

イ 一月当たりの勤務日数が十五日及び十六日

在職期間							
する期間							
六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職
六日	七日	七日	八日	九日	十日	十日	一年未 満
六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十一日	一年
六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	二年
七日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	三年
八日	十日	十一日	十二日	十四日	十五日	十六日	四年
九日	十一日	十二日	十四日	十五日	十七日	十八日	五年
十日	十二日	十三日	十五日	十七日	十八日	二十日	六年以上

一月	二月	三月	四月	五月
一日	二日	三日	四日	五日
一日	二日	三日	四日	五日
一日	二日	三日	四日	五日
二日	三日	四日	五日	六日
二日	三日	四日	六日	七日
二日	三日	五日	六日	八日
二日	三日	五日	七日	八日

口 一月当たりの勤務日数が十一日から十四日まで

四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十一 月	十二 月	在職 する期間	
									在職期間	一年未
一 日	二 日	三 日	五 日	五 日	五 日	五 日	五 日	五 日	满	一年未
一 日	二 日	四 日	六 日	六 日	六 日	六 日	六 日	六 日	一	一年
一 日	二 日	四 日	六 日	六 日	六 日	六 日	六 日	六 日	二	二年
二 日	三 日	五 日	八 日	八 日	八 日	八 日	八 日	八 日	三	三年
二 日	四 日	五 日	九 日	九 日	九 日	九 日	九 日	九 日	四	四年
二 日	四 日	六 日	十 日	十 日	十 日	十 日	十 日	十 日	五	五年
二 日	四 日	七 日	十一 日	十一 日	十一 日	十一 日	十一 日	十一 日	六	六年以 上

一月	二月	三月
○ 日		

別表第五（第二十三条関係）

一月当たりの勤務日数	承認日数
十六日	三日
十五日	三日
十四日	二日
十三日	二日
十二日	二日
十一日	二日

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

存 続 期 間

訓令甲第 号

警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 月 日

警視総監 吉田尚正

警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「について16日」を「当たり11日以上16日以内」に改める。

第10条第1項中「日数は、」の次に「1月当たりの勤務日数及び」を、「期間」の次に「（以下「在職期間」という。）」を加え、同条第2項中「期間」の次に「（以下「在職する期間」という。）」を、「については」の次に「、1月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて」を加え、同条第3項中「警視庁のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「1月当たりの勤務日数、在職期間」に改め、同項中「1会計年度において引き続き」を削る。

第11条第1項中「1の年度において5日の範囲内（その年度の年次有給休暇の日数が5日未満の場合は、その日数の範囲内）で」を削る。

第22条中「3日」を「1月当たりの勤務日数に応じて、別表第4に掲げる日数」に改める。

第25条第1号及び第27条中「警視庁のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「在職期間」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第10条関係）

在職期間 1月当たり の勤務日数	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
15日及び	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

16日											
11日から 14日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日				

別表第2（第10条関係）

在職する 期間 1月当たり の勤務日数	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
15日及び 16日	10日	9日	8日	7日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
11日から 14日まで	5日	5日	5日	5日	5日	3日	2日	1日	0日	0日	0日

別表第3（第10条関係）

1 1月当たりの勤務日数が15日及び16日

在職する 期間 在職期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
1年未満	10日	10日	9日	8日	7日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
1年	11日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
2年	12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
3年	14日	13日	12日	11日	10日	9日	7日	6日	5日	4日	3日	2日
4年	16日	15日	14日	12日	11日	10日	8日	7日	6日	4日	3日	2日
5年	18日	17日	15日	14日	12日	11日	9日	8日	6日	5日	3日	2日
6年以上	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

2 1月当たりの勤務日数が11日から14日まで

在職する 期間 在職期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
1年未満	5日	5日	5日	5日	5日	5日	3日	2日	1日	0日	0日	0日

1年	6日	6日	6日	6日	6日	6日	4日	2日	1日	0日	0日	0日
2年	6日	6日	6日	6日	6日	6日	4日	2日	1日	0日	0日	0日
3年	8日	8日	8日	8日	8日	8日	5日	3日	2日	0日	0日	0日
4年	9日	9日	9日	9日	9日	9日	5日	4日	2日	0日	0日	0日
5年	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	4日	2日	0日	0日	0日
6年以上	11日	11日	11日	11日	11日	11日	7日	4日	2日	0日	0日	0日

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第22条関係）

1月当たりの勤務日数	16日	15日	14日	13日	12日	11日
夏季特別休暇承認日数	3日	3日	2日	2日	2日	2日

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

東京消防庁訓令第 号

府 中 一 般
消 防 署

東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月 日

東京消防庁
消防総監 村上 研一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（勤務時間）</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、<u>次条に規定する1月当たりの勤務日数に応じて、別表第1に定める1日の勤務時間の中から職務の性質に応じて人事部長が定める。</u></p>	<p>（勤務時間）</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、<u>1日について7時間45分とする。</u></p>
<p>（勤務日数及び勤務日の割振り）</p> <p>第3条 職員の勤務日数は<u>おおむね1月当たり11日以上16日以内で職務の性質に応じて人事部長が定め、勤務日の割振りは所属長が定める。</u></p>	<p>（勤務日数及び勤務日の割振り）</p> <p>第3条 職員の勤務日数は<u>月16日とし、勤務日の割振りは職務の性質に応じて所属長が定める。</u></p>
<p>[2・3 略]</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第11条 年次有給休暇は1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、<u>1月当たりの勤務日数及び東京都のいすれかの職に引き続き在職した期間</u>（以下「在職期間」という。）に応じて、1会計年度において<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、1会計年度において引き続き在職する期間（以下「在職する期間」という。）が12月に満たない職員の年次有給休暇については、<u>1月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第3</u>のとおりとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、東京都の常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職であった者が引き続き職員と</p>	<p>[2・3 同左]</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第11条 年次有給休暇は1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、<u>東京都のいすれかの職に引き続き在職した期間</u>に応じて、1会計年度において<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、1会計年度において引き続き在職する期間が12月に満たない職員の年次有給休暇については、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、東京都の常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職であった者が引き続き職員と</p>

<p>して新たに任用される場合又は東京都の一般職の非常勤の職に在職する者が年度の中途において引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、職員に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前1年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を12で除して得た数を乗じた日数（1日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前1年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに<u>1月当たりの勤務日数</u>、<u>在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第4に定める日数を加えた日数</u>から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。</p>	<p>して新たに任用される場合又は東京都の一般職の非常勤の職に在職する者が年度の中途において引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、職員に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前1年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を12で除して得た数を乗じた日数（1日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前1年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに<u>東京都のいづれかの職に引き続き在職した期間及び任用日の属する1会計年度において引き続き在職する期間に応じ、別表第3に定める日数を加えた日数</u>から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。</p>
<p>[4 略] (年次有給休暇の単位)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日又は1時間を単位として与えることができる。</p>	<p>[4 同左] (年次有給休暇の単位)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日又は<u>一の年度において5日の範囲内</u>（その年度の年次有給休暇の日数が5日未満のときは、その日数の範囲内）で1時間を単位として与えることができる。</p>
<p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が1日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、所属長は、半日又は1時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、所属長は、1時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。</p>	<p>[新設]</p>
<p>3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、<u>1日の勤務時間</u>（1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、第3条第2項の規定により勤務する必要のある職員の1時間を単位として与えられた年次有給休暇の日の換算については、人事部長が別に定める。 [削る]</p>	<p>2 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、<u>8時間をもって1日とする</u>。</p> <p>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、第</p>

4 半日を単位とする年次有給休暇は、1日の勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の半分とする。ただし、第3条第2項の規定により勤務する必要のある職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算について、人事部長が別に定める。

[5・6 略]

(年次有給休暇の繰越し)

第13条 一般職の非常勤の職から引き続きこの規程に規定する職員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、20日（第11条第3項に規定する職員については、別表第2に定める日数）を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が8割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、2暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

[2・3 略]

(夏季休暇)

第23条 [略]

2 夏季休暇は、1日を単位とし、1月当たりの勤務日数に応じて、別表第5に掲げる日数以内で承認する。ただし、第3条第2項の規定により勤務する必要のある職員の夏季休暇については、人事部長が別に定め

3条第2項の規定により1日の勤務時間が7時間45分でない職員が1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときは、一の年度において5日の範囲内で1時間を単位として与えることができる年次有給休暇に含まない。ただし、その年度の最後において、前項の規定により1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算した場合に1日未満の端数があるときは、この限りでない。

4 半日を単位とする年次有給休暇は、4時間とする。

[5・6 同左]

(年次有給休暇の繰越し)

第13条 一般職の非常勤の職から引き続きこの規程に規定する職員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、20日（第11条第3項に規定する職員については、別表第1に定める日数）を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が8割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、2暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

[2・3 同左]

(夏季休暇)

第23条 [同左]

2 夏季休暇は、1日を単位とし、3日以内で承認する。ただし、第3条第2項の規定により1日の勤務時間が7時間45分でない職員の夏季休暇については、人事部長が別に定める。

る。

(介護休暇を承認することができる職員)

第26条 所属長は、職員が次の各号のいずれにも該当する場合は介護休暇を承認するものとする。

(1) 在職期間が1年以上ある職員

[2] 略

(介護時間)

第27条 介護時間については、規則第27条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「3年の期間内」とあるのは「在職する期間内（東京都の一般職の非常勤の職員として介護時間を取得した初日から連続する3年の期間内に限る。）」と、同条第2項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「2時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（2時間を超える場合は、2時間限度とする。）（次項において「基準時間」という。）」と、同条第3項中「第21条」とあるのは「第19条で準用する規則第21条」と、「2時間」とあるのは「基準時間」と、同条第4項、第5項及び第7項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。

(介護時間を承認することができる職員)

第28条 所属長は、職員が在職期間が1年以上ある場合に介護時間を承認するものとする。

(1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第30条 1時間を単位として使用した第20条及び第24条に規定する休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間をもって1日とする。ただし、第3条第2項の規定により勤務する必要のある職員の第20条及び第24条に規定する休暇の日への換算については、人事部長が別に定める。

[2] 略

別表第1（第2条関係）

1月当たりの 勤務日数	1日の勤務時間
----------------	---------

(介護休暇を承認することができる職員)

第26条 [同左]

(1) 東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が1年以上ある職員

[2] 同左]

(介護時間)

第27条 介護時間については、規則第27条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「3年の期間内」とあるのは「在職する期間内（東京都の一般職の非常勤の職員として介護時間を取得した初日から連続する3年の期間内に限る。）」と、同条第2項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、同条第3項中「第21条」とあるのは「第19条で準用する規則第21条」と、同条第4項、第5項及び第7項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。

(介護時間を承認することができる職員)

第28条 所属長は、職員が東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が1年以上である場合に介護時間を承認するものとする。

(1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第30条 1時間を単位として使用した第20条及び第24条に規定する休暇を日に換算する場合には、7時間45分をもって1日とする。

[2] 同左]

[新設]

<u>16日</u>	5時間30分、5時間45分、6時間、6時間15分、6時間30分、6時間45分、7時間、7時間15分、7時間30分又は7時間45分
<u>15日</u>	5時間45分、6時間、6時間15分、6時間30分、6時間45分、7時間、7時間15分、7時間30分又は7時間45分
<u>14日</u>	6時間15分、6時間30分、6時間45分、7時間、7時間15分、7時間30分又は7時間45分
<u>13日</u>	6時間45分、7時間、7時間15分、7時間30分又は7時間45分
<u>12日</u>	7時間15分、7時間30分又は7時間45分
<u>11日</u>	7時間45分

別表第2（第11条、第13条関係）

在職期間 1月当たりの勤務日数	年						6年 以上
	1年 未満	1年	2年	3年	4年	5年	
16日及び16日	10	11	12	14	16	18	20
日	日	日	日	日	日	日	日
11日から14日まで	6	6	6	8	9	10	11
日	日	日	日	日	日	日	日

別表第3（第11条関係）

在職する期間 1月当たりの勤務日数	月											
	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	
16日及び16日	10	9	8	7	7	6	5	4	3	2	1	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
11日から14日まで	6	5	5	5	5	3	2	1	0	0	0	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	

別表第4（第11条関係）

在職期間 在職する期間	月						12月
	1年 未満	1年	2年	3年	4年	5年	
12月	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
11月	10日	11日	11日	13日	15日	17日	18日
10月	9日	10日	10日	12日	14日	16日	17日
9月	8日	9日	9日	11日	12日	14日	15日
8月	7日	8日	8日	10日	11日	12日	13日
7月	7日	7日	7日	9日	10日	11日	12日
6月	6日	6日	6日	7日	8日	9日	10日

別表第1（第11条、第13条関係）

在職期間	1年 未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年 以上
	付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日
1年未満	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
年	日	日	日	日	日	日	日

別表第2（第11条関係）

在職する期間	月											
	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	
1年未満	10	9	8	7	7	6	5	4	3	2	1	
年	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
付与日数	10	9	8	7	7	6	5	4	3	2	1	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	

別表第3（第11条関係）

在職する期間	月											
	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
1年未満	10	10	9	8	7	7	6	5	4	3	2	1
年	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
付与日数	11	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
2年	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
年	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
3年	14	13	12	11	10	9	7	6	5	4	3	2
年	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

5月	5日	5日	5日	6日	7日	8日	9日
4月	4日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
3月	3日	3日	3日	4日	4日	5日	6日
2月	2日	2日	2日	3日	3日	3日	3日
1月	1日	1日	1日	2日	2日	2日	2日

2 1月当たりの勤務日数が11日から14日まで

在職期間 在職する期間	1年 未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年 以上
12月	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
11月	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
10月	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
9月	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
8月	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
7月	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
6月	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
5月	2日	2日	2日	3日	4日	4日	4日
4月	1日	1日	1日	2日	2日	2日	2日
3月							
2月							
1月							

別表第5 (第23条関係)

1月当たりの勤務日数	承認日数
<u>16日</u>	<u>3日</u>
<u>15日</u>	<u>3日</u>
<u>14日</u>	<u>2日</u>
<u>13日</u>	<u>2日</u>
<u>12日</u>	<u>2日</u>
<u>11日</u>	<u>2日</u>

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

4年	16	15	14	12	11	10	9	8	7	6	4	3	2
5年	18	17	16	14	12	11	9	8	6	5	3	2	
6年	20	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3	2	

[新設]

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都教育委員会

◎ 東京都教育委員会規則 第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「期間」の下に「（以下「在職期間」という。）」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 前項ただし書の規定にかかわらず、日勤講師が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、一時間を単位とした年次有給休暇を日勤講師に与えてはならない。

第二十二条第三項第一号及び第二十二条の二第三項中「東京都のいづれかの職に引き続
き在職した期間」を「在職期間」に改める。

第三十条第三項第一号中「第五項及び第七項」を「第五項、第六項及び第八項」に改める。

別表第一中

「介護欠勤

一日

一日

を

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

育児欠勤	介護欠勤
一日	一日
一日	一日
一日	一日

に改める。

